

I 行政の政策活動の原則について

1 意義、目的

二元代表の一翼である、自治体の行政事務を管理する執行機関の役割等を定めることにより、責任を明確化し、公正・健全な市政運営へとつなげる。

2 自治基本条例における「行政の政策活動の原則」の論点と選択肢

(1) 「長期計画の策定及び進行管理等についての原則」について

① 自治基本条例（仮称）と長期計画条例との関係

ア 自治基本条例の中に長期計画条例についての内容を全て盛り込み、現行の長期計画条例は廃止する。

イ 自治基本条例の中に長期計画に関する頭出しをして、現行の長期計画条例は残す。

ウ 自治基本条例の中では長期計画について特に触れない。

<現状>

国は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、基本構想を議会の議決を経て策定することを地方自治法で義務付けていたが、地方分権推進の観点から、平成 23 年の改正により法的な義務付けを廃止した。しかし、本市では、第一期長期計画から市民参加の要である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わりの重要性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成 23 年 12 月に制定した。

武蔵野市長期計画条例（資料 4）では、長期計画の策定は市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

自治基本条例の中で何らかの形で長期計画（基本計画等）について規定している自治体（10/11）のうち、本市の長期計画条例に相当する条例を制定している自治体は（0/11）

（豊島区と杉並区は「基本構想審議会条例」はあるが、審議会設置に関する内容のみ）

② 長期計画における伝統（「市民参加」、「議員参加」、「職員参加」をはじめとする「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式を継承してきたという歴史）の条例への反映

ア 自治基本条例の中に何らかの形で盛り込む。（0/11）

イ 自治基本条例の中では長期計画の伝統については特に触れない。（11/11）

<現状>

武蔵野市長期計画条例第 4 条第 1 項で「市民」「議員」「職員」の参加機会の確保について規定している。参考にした 11 自治体においては明示的な規定を置いている例はなし。

③ 長期計画の進捗状況の評価と見直し

ア 明示的に規定する。（4/11）

イ 明示的に規定しない。（7/11）

<現状>

武蔵野市長期計画条例第 6 条で市長の責務として長期計画に定められた事項について、その状

況の管理を義務付けており、長期計画条例施行規則第 8 条において、進行管理会議（年 4 回部ごとに政策の実施状況を市長に報告）での報告等をその方法の一つとして規定している。

また、長期計画の策定時に、前期の長期計画で掲げられた政策の実施状況を取りまとめ、検証することで、次の計画策定へと繋げている。

(2) 「長期計画に基づく予算編成と健全な財政運営」について

① 健全な財政運営及び財政状況の公表について明示的な規定を設けるかどうか

ア 健全な財政運営及び財政状況の公表について自治基本条例上に明記する。(7/11)

イ 健全な財政運営及び財政状況の公表について自治基本条例上には明記しない。(4/11)

<現状>

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項において、普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況等を住民に公表しなければならないと定められており、これを根拠として市は財政事情の作成及び公表に関する条例を制定し、そちらに基づいて公表を行っている。

具体的には、毎年 8 月及び 12 月に、市報とホームページへの掲載と市役所掲示板にて告示を行っている。

② 財政援助出資団体の扱い

ア 財政援助出資団体について条例の中に何らかの形で盛り込む。(2/11)

イ 財政援助出資団体については特に触れない。(9/11)

<現状>

財政援助出資団体とは、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体という。具体的には、地方自治法第 221 条第 3 項に規定する予算の執行に関する長の調査権を有する「出資団体」10 団体と、市が主導的に設立し、継続して財政援助及び人的援助をしている「援助団体」5 団体の合計 15 団体がある。

本市はこれまで、市が直接実施するよりも効率的・効果的かつ柔軟にその時代に合った公共サービスを提供できるように、財政援助出資団体を積極的に設立し、市が直接実施する行政サービスとの組み合わせで、全国でも先駆的な取組を行い、安定した公共サービスを提供してきた経緯がある。

市の財援団体数を東京都内の他市と比較すると、他自治体よりも団体数が多いことが特徴として挙げられる。(出資団体が 10 ある自治体は近隣でも本市しかなく、多摩 26 市の平均出資団体数は 3 団体未満)

(3) 「法務に関する行政の体制の充実」について（市長の所管事項）

ア 政策法務に係る内容（自治立法権、自治解釈権を活用した法令の運用による行政の推進等）について規定する。(2/11)

イ 政策法務については特に規定しない (9/11)

<現状>

本市では総務部に「自治法務課」を置いており、係争処理に関することや、条例等の審査、政

策課題についての法律的意見に関することなどを所管している。通常こういった担当は、文書を扱う総務課で担うケースが多く、独立した課として設置しているケースは近隣でも珍しい。

(4) 「政策の立案、決定、実施と評価という過程の確立と政策評価の実施」について

① 行政評価について自治基本条例の中で規定するかどうか。

- ア 行政評価について明示的な規定を置く。(8/11)
- イ 行政評価については明示的な規定を置かない。(3/11)

② 明示的な規定を置く、とした場合、以下のような内容を盛り込むかどうか。

- ア 評価結果の予算・施策への反映等について (4/8)
- イ 市民等による外部評価について (2/8)
- ウ 評価結果の公表について (8/8)
- エ その他

<現状>

例年事務事業評価は行っているが、いわゆる長期計画に記載されているような「政策」レベルでの評価は行っていない。事務事業の評価は、各所管課と、市長をはじめ各部長で構成された行財政改革推進本部会議において決定している。評価の結果は冊子にまとめ、市議会議員に配布するほか、市役所、市政センター等で市民向け配布を行っている。また、市ホームページで公表も行っている。事務事業評価を行う事についての例規上の根拠は特に存在しない。

Ⅱ 行政組織と職員政策について

1 意義、目的

業務の執行において重要な役割を担っている市の組織や機構のあり方や、市長の補助機関であるところの職員について、その心構えや行うべきことなどを市政運営のルールの中で明確にする。

2 自治基本条例における「行政組織と職員政策」の論点と選択肢

(1) 「迅速な行政課題の対応に向けた行政組織の整備」について（市長の所管事項）

ア 行政組織の整備について規定する（8/11）

※うち、これを市長／区長の所管事項と規定するものは（3/11）

イ 市長の補佐職等の設置を規定する（1/11）

<現状>

組織については、地方自治法 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させる目的で「武蔵野市組織条例」及び「武蔵野市組織規則」を定め、どのような部や課を設置するかや、それぞれの部署の分掌事務等について規定している。「多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するための組織や機構の見直し」は長期計画・調整計画の中にも明記がある。

(2) 「定数適正化計画や外部化」、「職員能力向上に向けた制度の充実や人事評価制度」について（市長の所管事項）

ア 「定数適正化計画や外部化」「職員能力向上に向けた制度の充実や人事評価制度」等、職員の育成等に係ることについて規定する。（2/11）

イ 職員の育成等に係ることについては規定しない。（9/11）

<現状>

「第 7 次職員定数適正化計画」「人材育成基本方針」等内部的な規程を定め、それらに基づいて人事的な政策を行っている。

(3) 「市民委員の委嘱、議事録の公開等会議運営の原則」について

① 市民公募委員

ア 会議の設置に際しては市民公募委員を入れることについて規定する（7/11）

イ 規定しない（4/11）

<現状>

多くの会議、委員会等で市民公募委員を置いている現状がある。

計画名	市民公募委員	パブコメ	意見交換会	その他
長期計画・調整計画	○	○	○	関係団体意見交換会、市民ワークショップ
武蔵野市健康福祉総合計画 2012	○	○	○	実態調査、団体ヒアリング
第三次子どもプラン武蔵野	○	○		団体ヒアリング、アンケート調査
武蔵野市学校教育計画	○	○		
武蔵野市産業振興計画	○	○		
武蔵野市市民活動促進基本計画	○	○		団体へのインタビュー
武蔵野市地域防災計画		○		
武蔵野市生涯学習計画	○	○	○（社会教育委員と）	市民意識調査
武蔵野市図書館基本計画	○	○		市民及び来館者アンケート
第三期武蔵野市環境基本計画	○	○		市民意識調査
武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	○	○		アンケート調査
武蔵野市緑の基本計画 2008	○	○		
武蔵野市都市計画マスタープラン	○	○	○	
武蔵野市自転車等総合計画		○		
武蔵野市下水道総合計画		○		
武蔵野市人材育成基本方針				
武蔵野市第四次総合情報化基本計画		○		市民アンケート

② 議事録の公開→市民参加の項目で議論済

Ⅲ 公正と信頼の確保について

1 意義、目的

業務の執行において重要な役割を担っている市の組織や機構のあり方や、市長の補助機関であるところの職員について、その心構えや行うべきことなどを市政運営のルールの中で明確にする。

2 自治基本条例における「公正と信頼の確保」の論点と選択肢

(1) 行政手続について

① 明示的な規定を行うかどうか。

ア 行政手続について明示的に規定する。(5/11)

イ 行政手続について明示的に規定しない。(6/11)

② 行政手続条例についての表記

ア 包括的に行政手続に関する事項を規定する。(2/5)

イ 行政手続条例を別に定めるとする。(3/5)

<現状>

行政手続法に基づいて、武蔵野市行政手続条例を定め、市が行う処分、行政指導、届出等、さまざまな手続について共通する事項につき、審査基準を定め、明示することや、不利益処分をする場合の理由の開示等について規定している。

(2) 監査について

ア 監査又は監査委員について明示的に規定する。(1/11)

イ 監査又は監査委員について明示的に規定しない。(10/11)

(3) オンブズパーソン・オンブズマンについて

※ オンブズパーソン制度とは、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正で透明な市政の一層の推進を図ることを目的とする制度のこと。市民からの苦情の申立てを受けたときなど、問題となる事案について調査を行い、市の機関に対して、サービス是正についての勧告や制度改善の提言をする。11 自治体中 4 自治体がオンブズマンに関する条例又は憲章を制定している。

ア オンブズパーソン・オンブズマンについて自治基本条例の中で明示的に規定する。(1/4)

イ 自治基本条例の中で明示的に規定しない。(3/4)

<現状>

市では現在「オンブズパーソン制度」は設けていないが、市民からの要望や意見、苦情に対応するための制度として「市長への手紙」を設けている。市長への手紙は市民活動推進課にて受付後、その内容に応じて所管課に回送され、市長までの決裁で処理される。回答が必要と要望があった方には市長名で回答を行う。平成 27 年度の実績としては、年間の通数 345 件のうち、性質が苦情に分類されるものは 36 件だった。

(4) 職員の報告について

- ア 職員の報告（公益通報）について明示的に規定する。(3/11)
- イ 職員の報告（公益通報）について明示的に規定しない。(8/11)

<現状>

本市では「武蔵野市職員等の公益通報に関する要綱」において、報告の対象となる事項、報告する者の範囲、報告先、報告者の保護等の詳細について規定している。

(5) 職員倫理について

- ア 職員倫理（「全体の奉仕者」としての自覚や法令遵守）について明示的に規定する。(7/11)
- イ 職員倫理（「全体の奉仕者」としての自覚や法令遵守）について明示的に規定しない。(4/11)

※「職員の責務」と重複する部分がある

■参考

憲法 15 条 2 項 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

<現状>

「市民のために公共の課題を解決する」という市のミッション達成(使命)に必要とされる職務行動と、その背景にある価値観を職員全員が共有することを目的として「武蔵野市職員行動指針」を制定している。

武蔵野市職員行動指針

私たち職員の使命は、市民のために公共の課題を解決することです。その職務行動の原点には、武蔵野市を誇りに思う気持ちがあります。

市民生活に根ざした先進的な市政運営の伝統を継承し、行政のプロフェッショナルとして、私たちは、以下の行動指針にのっとり、たゆまぬ努力を続けます。

- 1 市民感覚を大切にし、誠実に取り組みます。
- 2 目的志向で考え、果敢に挑戦し、粘り強くやり抜きます。
- 3 社会経済情勢の変化をつかみ、大局的な視野で改革を続けます。
- 4 市民の税金を大切にし、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用します。
- 5 目標を共有し、強いチームワークで活気のある組織を作ります。

(6) 政治倫理について

- ① 明示的な規定を行うかどうか。
 - ア 政治倫理について明示的に規定する。(1/11)
 - イ 政治倫理について明示的に規定しない。(10/11)
- ② 政治倫理の対象をどうするか。
 - ア 市長 (0/1)
 - イ 議員 (1/1)
 - ウ 市長及び議員

- ③ 「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」との関連性について明示的な規定を行うかどうか。

ア 明示的に規定する。(0/11)

イ 明示的に規定しない。(11/11)

<現状>

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的として「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」を定めている。条例では資産等報告書や所得等報告書の作成等を義務付け、条例に基づいて作成された報告書は、ホームページで公開するとともに市役所の市政資料コーナーにて閲覧に供している。